



2023年8月31日

各 位

会 社 名 みずほリース株式会社  
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 中 村 昭  
役 職 氏 名  
(コード番号：8425 東証プライム)  
問 い 合 わ せ 先 財 務 部 長 佐 野 守 道  
電 話 番 号 0 3 - 5 2 5 3 - 6 5 1 1 ( 代 表 )

第20回、第21回無担保普通社債（社債間限定同順位特約付）の発行に関するお知らせ

本日、下記のとおり無担保普通社債を発行することといたしましたので、お知らせいたします。

記

	第 20 回無担保普通社債 (社債間限定同順位特約付)	第 21 回無担保普通社債 (社債間限定同順位特約付)
1. 社 債 の 総 額	金 300 億円	金 100 億円
2. 各 社 債 の 金 額	金 1 億円	金 1 億円
3. 利 率	年 0.330%	年 0.599%
4. 払 込 金 額	各社債の金額 100 円につき金 100 円	
5. 償 還 金 額	各社債の金額 100 円につき金 100 円	
6. 償 還 の 方 法 及 び 期 限	2026 年 9 月 4 日 (3 年 債) 満期一括償還	2028 年 9 月 6 日 (5 年 債) 満期一括償還
7. 利 払 期 日	3 月、9 月の各 6 日	
8. 募 集 期 間	2023 年 8 月 31 日	
9. 払 込 期 日	2023 年 9 月 6 日	
10. 募 集 方 法	一般募集	
11. 担 保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。	
12. 社債等振替法の適用	本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という）第 66 条第 2 号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第 67 条第 2 項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。	
13. 引 受 会 社	みずほ証券株式会社 大和証券株式会社 野村証券株式会社 S M B C 日 興 証 券 株 式 有 限 公 司 三 菱 U F J モ ル ガ ン ・ ス タ ン レ ー 証 券 株 式 有 限 公 司	みずほ証券株式会社 大和証券株式会社 岡三証券株式会社 しんきん証券株式会社 野村証券株式会社
14. 申 込 取 扱 場 所	引受会社の本店および国内各支店	
15. 財 務 代 理 人	株式会社みずほ銀行	
16. 発 行 代 理 人 及 び 支 払 代 理 人	株式会社みずほ銀行	
17. 振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構	

18. 取 得 格 付	A+（シングルA+）株式会社格付投資情報センター
19. 独立引受幹事との 手続きについて	<p>本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当し、当社は金商業等府令第147条第3号に規定する本社債の主幹事会社であるみずほ証券株式会社の親法人等に該当いたします。当社は株式会社みずほフィナンシャルグループの持分法適用関連会社であり、みずほ証券株式会社は株式会社みずほフィナンシャルグループの連結子会社であります。当社は、本社債の発行価格及び利率（以下「発行価格等」という。）の決定を公正かつ適切に行うため、大和証券株式会社を独立引受幹事会社（以下「独立引受幹事」という。）とし、独立引受幹事がみずほ証券株式会社と事務遂行上で同等の権限をもって引受審査内容の妥当性を確認し、独立引受幹事がみずほ証券株式会社から発行価格等の決定に関する情報提供を受けて本社債の発行価格等の決定に関与する等、日本証券業協会の定める「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」第2条に定める措置を講じています。また、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に規定されるプレ・マーケティングの方式により決定いたしました。</p>

以 上